議事録

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
件 名	第8回(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成24年 1月16日(月)午後6時30分から
場所	登別市民会館2階 中ホール
会議内容 (質問等)	会長挨拶
	会 長: 定刻となりましたので、第8回市民会議を始めたいと思います。今までの会議で出された委員の皆さんの思いを、市民自治推進委員会が作成した素案に入れ込む作業の始まりとなります。今日は、前文や総則といったウエイトの重い部分についての話し合いになると思います。本日は出席者が少ないため、座席を狭めて忌憚のないご意見を頂きたいと思います。今日は副会長が欠席ですので、先日のグループ長会議で本日の主題や進め方についてまとめて頂いたA委員に、私の隣に座って頂き会議を進めたいと思います。
	資料の説明と質疑応答
	会 長: お手元の資料について説明いたします。市民自治推進委員会が作成した素案

長: お手元の資料について説明いたします。市民自治推進委員会が作成した素案に、我々の今までの話し合いでまとめた意見を、素案のこの部分に入るのではなかろうかという話し合いをグループ長会議で行いました。青い字で書かれた大きな丸が付いている所は第1グループで話し合われたことで、小さな点の付いている所は第2・第3グループで話し合われたことです。もし記載する場所が違うのであれば、指摘して頂きたいと思います。それから赤い字は、それらの意見を基にグループ長の判断で文章化したものでありますから、これについても何か違うというご意見があれば、言って頂きたいと思います。また、何か足りないなどのご意見があれば、それについても言って頂きたいと思います。それから、最後の方の3ページに渡って記載されていることについてですが、これらは条例の中に入れるのではなく、実行計画みたいなものに馴染むのではないか、あるいは条例のどの部分にも当てはまらないものであると、グループ長会議で判断したものですが、これらについても条例のこの部分に当てはまるのではないかというご意見等ありましたら言って頂きたいと思います。それでは、最初に素案の前文から議論したいと思います。それでは前文を読んでいきます。

「少子高齢化、大都市への人口集中等という問題を抱えるなか、地方の都市であるのぼりべつは、そこに住む人々、訪れる人がまちに個性ある魅力を感じ、また心の安らぎを感じるようなまちづくりの必要性に迫られています。

そして、すでに私たちの財産としてある豊かな自然、景観、みどりを持っているのぼりべつに住む私たちは、次代を担う子供たちに、より良いかたちでこのまちを引き渡していく必要があります。

そのためには、守るべきものは守り、活かすべきものは活かし、育むべきものは育み、また改めるものは改めながら、あらたなまちを創造し、まちに関わるすべての人々がその実現に向けて努力していく必要があります。

この条例は、それらを踏まえのぼりべつの景観・みどりの文化の醸成に向けての取組むべき決まりや目指すべき方向を示しています。」という前文です。

「子供たち」に関する意見は皆さんから何度も頂いておりますが、素案には「次代を担う子供たちに、より良いかたちでこのまちを引き渡していく必要があります。」と謳われております。これについては、今後表現を変えたりして行くかもしれませんが、「子供たち」に関することは、この部分に全て詰まっていると思います。このように、皆さんの思いを具体的文章として盛り込んで行きたいと思いますので、どなたかご意見等あれば、ご発言願います。

A 委 員: 子供たちに対する思いをここに載せたことで、非常に登別らしいものである のではないかと思いました。それから、最初の3行ですけれども、少子高齢化 と大都市への人口集中、この問題は分かります。それから、心の安らぎを感じ るようなまちづくりの必要性・個性ある魅力のあるまちづくり、これも分かり ます。ですが、この2つのことを結び付けるのは、ちょっとどうなのかなとい う気持ちであります。心の安らぎを感じるようなまちづくりをすれば少子高齢 化・大都市への人口集中が問題解決するのかというと、ちょっと違うのではな いかと、やはりこれは別問題ではないかという気がします。それから、最後の 方に「この条例はのぼりべつの景観・みどりの文化の醸成に向けて」と謳われ ておりますが、この「文化の醸成」という方向はどうなのかと、やはり条例と しては景観とみどりについて、保全し創造して行く、それがこの条例の目指す ところではないかと、その目指す中で1つの方法として「文化の醸成」という 手段があるのではと感じています。ですから、第1条の目的の部分にも、「こ の条例は、のぼりべつの景観・みどり文化の醸成をはかるため」とありますが、 やはりここは「のぼりべつの景観とみどりを保全し創造するため」とし、それ が目的ではないかというように思いまして、この前文と合わせてちょっと目指 す方向が違うのではという気がします。以上です。

会 長: ありがとうございます。目的の部分も一緒に出ましたので、目的の部分も読みます。

「第1条この条例は、のぼりべつの景観・みどり文化の醸成をはかるために ・市民等の意識啓発 ・次代を担う子供たちへの教育 ・景観・みどりの改善・景観 ・みどりの保全、活用、育成

等の課題に取り組んでいき、次代を担う子供たちにより良いかたちで、まちを引き渡すことを目的とする。」

となっています。今、A委員から言われた、目的の部分にもあるのですが、この前文と「安らぎを感じるようなまちづくりの必要性」、これがこの前文の少子化・大都市への人口集中の問題の解決になるのかという部分と、この条例の1番の目標が「醸成」で良いのかというご意見なのですが、どうでしょうか。それについてご意見ありますか。

B 委 員: まず単純に、「のぼりべつ」はひらがなですが、何か明確な理由があってのことでしょうか。それと今、A委員が言われたことに殆ど賛同できるのですが、一番最後の「文化の醸成」というのは、自分は何となく理解できます。しかし最終的に子供たちにどう良い形で引き継ぐかということが結局目的ですよね。

これは第1条に書かれている、 市民等の意識啓発、 次代を担う子供たちへの教育、 景観・みどりの改善、 景観・みどりの保全、活用、育成、(以下、4項目という。)については、1つの方法というか手法ですよね。何のためにこの条例を作って、何のためにそれをやるのかと言うことが目的だと思うのですが、これを見ると前文も含め「次代を担う子供たちにより良いかたちでまちを引き渡すことを目的とする」となっていますので、これが本当の目的であって、後は教育だとか景観・みどりの改善というのは一つの手法というか、どのようにしてそれを引き渡して行くかの中身だと思うので、目的というのとはちょっと違うのかなと思います。捉え方の差もあるだろうけれど、そういう印象です。以上です。

会 長: ありがとうございます。目的については、「子供たちに引き渡す」ということで良いということでしょうか。

B 委 員: 子供たちに引き継ぐということを目的にしないと、そのすぐ近くのもの、例えば、多分、具体的に出てくると思うのですが、市民等の意識啓発とか子供たちの教育とか書かれているけれど、ここが目的になってしまうのではないかと、これはあくまでも目標なので、目的とはちょっと違うだろうと、最終的な目的は子供たちに引き渡すのだから、これは一番先にくることではないと思います。例えばこのまま文章化して、~の醸成をはかるために何々をし、次代を担う子供たちに引き渡すことを目的とする。その何々には、市民等の意識啓発、と言った4項目等が並んでくるのかなと思います。

会 長: ありがとうございます。今までのご意見について何かありますでしょうか。

C 委員: 私もこの素案づくりに携わりましたが、今のご指摘の内容を聞いていると、正にその通りでありただ頷くばかりです。目的は一番上に書いている、「ふるさとのぼりべつ癒しの景観・みどりづくり」が目的ですよね。ですからそういうことが、「文化の醸成」等の言葉になっているので、ご指摘の通りじゃないかと思います。それから、指摘のありました第1条の4項目は手段ですよね。もしこの部分を目的とするならば、何々を目的とし以下のような方法で取組むといった感じになるのでしょうね。

B 委 員: 「次代を担う子供たちに、より良いかたちでこのまちを引き渡していく必要があります。」と言うのは当たり前のことで、果たして条例に盛り込むべき言葉なのかなとある意味思ったのです。今言われたとおり、景観とかみどりと言うことの達成度合いから言うと、4項目の部分かと思ったのですが、特に子供たちに良い未来を渡すと表記されているので、そこが目的だと思っていたら、今、言われてみれば、この4項目のところが目的になって良いのかなと思いました。今の子供たちに良い環境を渡したいということが前文にいくらか出てきているとすれば、それが目的になってしまうし、「景観・みどり」を市民の手で作り上げて、前文に書かれているとおり、色々な癒し効果とかを期待するということであれば、そこが目的になるし、何かそこのところの表現の方法だと思うのです。子供たちのためにと言うのであれば、もしかしたら条例の内容と

少し違うのかなと思います。効果としてそれが出るということは当然ですが、ちょっと分からないです。

会 長: 言葉の順番で、意味が変わってしまうので非常に難しいことだと思います。

C 委 員: 素案を作成した時は**4項目**を主眼とし、その中の1つに子供たちへ景観とか 緑化への意識を持たせ啓発して行くということだったのですが、こうやって全 部を見ると子供に伝えるというのが随分強調されていますね。我々がこの素案 を作った時は、子供たちへの教育も一つ、それ以外に市民への意識とか啓発と かそういうことも全部含んだ、この**4項目**を考えたのです。

会 長: それでは、目的について皆さんと話してみましょうか。「子供に残したい」というのは皆さん何度も言われていることで、問題ないことだと思います。市民等の意識啓発など、先程の4項目についても皆さんのご意見を聞きたいと思います。これらの項目は前文と絡むものなので一体的にとらえて、まずは前文の整理をしたいと思います。ここで少し頭を切り替えるため某市の条例を読んでみます。何かの参考になると思います。

【某市前文朗読】

と、前文で謳っております。これを読んだ瞬間、そのまちの表情といいます か風景が思い浮かびますし、目的のようなことも謳われていると思います。今 まで色々議論してきた訳ですが、この前文が、何か皆さんのヒントになりまし たでしょうか。

D 委員: 前文で少し登別らしさを出した方が良いのかなと思うので、登別は現状として、このような環境にあるという部分から述べて、後はやはり地獄谷や大湯沼の自然を生かした観光地のことを少し述べると同時に、それから次世代の子供たちに自然と共生出来るような環境を作っていくように言葉を持っていければ良いのかなと思います。

会 長: 登別の自然、キウシト湿原もそうですが、雨が多いというのが特徴で、それは太平洋から湿った空気がオロフレ岳にあたって雨を落とす地形に関係していると思います。これは皆さんからも出ていましたが、歴史的にはアイヌ文化があったり、伊達藩の片倉小十郎が入って開拓を始めたりだとか、また、数多くの泉質に恵まれ世界的にも有名な登別温泉などのことを前文に入れると登別をしっかりイメージでき、その目的を子供たちへとしっかり謳うのはどうだろうかというご意見ですが、皆さんどうでしょうか。他の委員の皆さん何かご意見があればお願いします。

B 委 員: 私も、特徴的なことは載せた方が良いと思います。あまり長すぎると誰も読んでくれないと思うので、今の素案程度の文字数にすることを前提とし、すべての特徴的なことを載せるのではなく、代表的なものとして、アイヌ及び先人の歴史や登別温泉などの特徴的なものを載せると、のぼりべつが見えるのではないかと思います。それから最も重要なのは、登別市民の気持ちや心を何か良

い表現で出せれば、登別はそういう所だと前文で少しは理解してもらえるのではないかと思います。この素案を否定するつもりはないのですが、書き方としては、「私たちのまちのぼりべつは~」という感じから入っていき、いくつかある社会的問題点を書いていけば良いのではないかと思います。もしも登別のまちの「景観やみどり」は今が一番ベストだとすれば、これを残していくことになるし、10年前あるいは20年前の方が良ければ、そこに一回戻して作り直していくという表現になりますが、そこを事細かに書くとなると、それは大変膨大な作業となるでしょうし、また文章の意味もわかりづらいものとなってしまうので、単純に、のぼりべつの良いところというか、我々が他のまちに自慢出来ることを前の方に持ってきて、社会的にはこうですという内容があり、このようなところを解決しなければならないという内容を持ってきて、目的には、「みどり・景観」を次に伝えていく使命は自分たちが持っていますという感じで書ければ、一番良いと思います。

- 会 長: ありがとうございます。今、B委員が言われた中で登別市民の気持ちや心という部分で、私も共感を覚えました。私は何のためにこの会議に参加したのだろうと思った時に、この条例のために我々は市民の代表としてここに集まってきたわけで、その市民の心をここに載せなければいけないという思いが強まりました。私はこの前文をこれから「景観・みどり」を保全・育成・活用していくうえでの決意表明にしなくてはならないと感じております。そう言った思いを載せて締めくくれば良いのかなと、B委員の意見を聞き、そう感じたところですが、E委員どうでしょうか。何か、ご意見・ご感想等ありますでしょうか。
- E 委 員: 私の個人的な夢は、ご当地検定を実施したいということです。ただし「景観・緑化の条例」ですから、とりあえずこの条例の目的とする「みどり・景観」を大事にする・守る・育てる、それを主にした条文であってほしいという気持ちは持っております。
- 会 長: ありがとうございます。最初の目的の「みどり・景観」を守り、育てるといったところをしっかり押さえてということですね。条例の一番最初の部分の前文ということで、一番ボリュームがあり、一番思いが詰まっているところですから、少しずつでも良いので、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。F委員どうでしょうか。何か、ご意見・ご感想等お願いします。
- F 委 員: 先程の某市の例を見ますと、現状などについて、前文の最初に載せた方が市 民の方々にも分かりやすい気がしますので、この前文に加えても良いと思いま す。
- 会 長: ありがとうございます。それでは続きましてG委員お願いいたします。
- G 委 員: まず、言葉はいくつも使えば使うほど、その概念をきちんと規定していかなければならないだろうという印象を持ちました。例えば、「みどりづくり」と「みどりの文化の醸成」は同じことを言っているのか違うのか、ということになると思うのですが、このように新しい言葉が同じものの中にいくつも出てく

ると、私たちがきっちりと押さえていなければならないなという意味で、押さ える作業が必要だったり、あるいは使わない方が良かったりということを考え なければならないのと、それから目的の文章を見ると「この条例は、のぼりべ つの景観・みどり文化の醸成をはかるために」と書いていますから、これは目 的だと思います。そうしますと、「のぼりべつの景観・みどり文化の醸成をは かる」というのが目的だと読み取れます。そう言いながら後半では「次代を担 う子供たちにより良いかたちで、まちを引き渡すことを目的とする。」と書か れています。そうしますと、この一文の中に目的が2つ入り、本当に私たちが やりたかった目的は何だったのか、ということにもう一回立ち戻らないとなら ず、次の子供たちに渡すためのことをやろうとしてたのか、そうではなくてそ こに住む人々・訪れる人々がまちに個性ある魅力を感じ、心の安らぎを感じる ようなまちづくりのところから発展し、「癒しの景観・みどりづくり」を進め ていくのか、そう考えると立ち位置が少しずつ変わってきてるように感じるの で、そこのところをぶれないように戻らなければと思います。教育という形で 子供たちにうんぬんと文言がありますけれども、条例の持つ意味がそこに特化 した形になると、色々変えなければならないところが出てくるように思いま す。

- 会 長: 市民が豊かに暮らすために、この自然・景観を大切にしましょうということなのか、それとも育てて保全していき子供たちにしっかりと伝えていくということが目的になるのかだと思います。このことについて皆さんのご意見をお願いします。目的がはっきりしないと前文に込める思いも変わります。目的がしっかり確認出来て表記できればいいと思いますので、それについて何か意見をお願いします。
- B 委員: ここに出ているのは全てみどり景観のことですが、文章的にみどり文化とは何なのかという定義付けも必要になりそうな、ちょっと難しい言葉かなという気がします。仮に自分の考えているイメージであれば、ここが最終的な目的になると言葉的には難しく、このような表現の方法になるのかなと思います。条文のどこかに4項目を入れて、目的を達成するためにこういうことをやっていきます、という感じにすれば、みどり文化の醸成を図っていけるし、繋げていけると思います。目的がはっきりしてくれば、前文も若干直さないといけないのかなと思います。「子供たちに引き渡す」というのが目的ではなくても、未来の話をするときに必ず出てくる話であり、大事な部分だからこそ、ここに何か盛り込んだ方が良いと思います。条例の目的に入れてしまうと、子育て条例のようになってしまうので、前文にしっかりと書いた方が良いのではないかと思います。
- D 委 員: 都市計画マスタープランの5ページのところに、人と自然とありますが「登別市は山、海、川、湖など豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、登別らしいうるおいに満ちた良好な生活環境のための大切な要素です。また、豊富に湧き出る温泉は、登別市を代表する自然のイメージであり、様々な恩恵をもたらす市民共通の財産です。このような自然環境を将来に渡って守り、育てると共に、自然と触れ合うことの出来るまちづくりを進めます。」こ

れをもう少し膨らませて前文のような形で載せれば良いのかなと思います。

- H 委 員: 子供たちに引き渡すとありますが、「子供」という部分が強調され過ぎていると思いますので、「将来の世代」というような言葉の方が良いのかなと思います。
- 会 長: 私も議事録を確認していましたら、「子供たち」や「若い世代」に限定しているような言葉があり、少し疑問に思ったりもしました。より良い形でまちを引き継がないといけないということでこのような文章になったのだと思いますが、このことばかりに力が込められるのはどうかと思いますし、目的としてもどうかと思います。なので、第1条の目的は少し変わってくるかもしれません。前文では登別の素晴らしい風景がイメージ出来、それの保全・育成していくことや、そういう目的のためにこういうことをすると表現すればよろしいのではないでしょうか。皆さんはどう思いますか。
- I 委員: 前文を見ていると、どのまちでも使えるような言い回しで登別らしさがないなと思います。また、子供たちに引き継ぐというのが本来の目的ではなく、豊かな景観やみどりを守ることが本来の目的であり、最終的に子供たちにバトンを渡す、というような表現になれば良いかと思います。
- 会 長: ありがとうございます。今後、この前文や目的については、グループ長会議 で細かな表現について詰めていくということで皆さんよろしいでしょうか。
- C 委 員: ちょっとよろしいでしょうか。前文の子供たちへという表現は、将来の世代というような言葉に置き換えた方が良いと思います。ただ、小学校3年生・4年生は共同学習の場で「景観・みどり」についての意識付けをもっとできるよう、何か言及してもらえればと思います。
- 会 長: ありがとうございます。現在、小学校3年生・4年生は社会科の副読本の中で、登別のことについて色々学んでいるので、何か関連付けられないかということですね。他に何かご意見ありませんか。
- H 委 員: ここで、子供という言葉が強調されると、そちらの世代にばかり重荷を背負 わせることにならないか、心配しているところです。
- 会 長: ありがとうございます。それでは、引き続き第2条**アクションプランの達成** に移りたいと思います。それでは、まず条文を読んでいきます。

「この条例は、登別市都市計画マスタープラン、登別市景観形成基本計画及び登別市みどりの基本計画(以下、「アクションプラン」という。)の中の方針を達成させるためのルールである。」

となっておりますが、これまで皆さんが議論してきた内容を踏まえると「~の中の方針を達成させるためのルールである。」を、「~の理念を共有する。」という表現になると思いますが、皆さんどう思いますか。

A 委 員: 条文では**アクションプランの達成**となっておりますが、これは違うのではないかと思っております。通常の条例ですと、ここは**アクションプランの達成**という項目ではなく、**理念**となるものがくる場合が多いことから、ここの部分の表現は赤字で書いた「~の理念を共有する。」の方がふさわしいと思います。次のページの青字の部分はこれまで皆さんと議論した中で出た意見をまとめたもので、その下の赤字がこれを踏まえて条文化したものです。これに条文を改め、且つ見出しも**アクションプランの達成**から**理念**に改めた方が良いというのが、私の最終的な意見であります。それでは条文(案)を読ませていただきます。

「子どもたちは成長の過程において、ふるさとの景観やみどりのなかで遊んだり体験したりすることによって心身を育まれ、そして原風景として心に刻み込まれることがある。このことがふるさと登別への帰属意識を育てることに鑑み、子どもたちを育む景観とみどりの保全・創造に努めなければならない。」ということで、ここの部分には、このような理念的な文章がふさわしいのではないかということです。

会 長: ありがとうございます。第2条は**アクションプランの達成**という項目になりますが、まず「アクションプラン」とは何かということでありますが、「登別市都市計画マスタープラン」・「登別市景観形成基本計画」・「登別市みどりの基本計画」の総称であります。登別市の場合は先にこのような計画が出来て、それから「景観・みどり条例」を作ることになったのです。ここで参考までに某市の条例の基本理念を謳った部分を読みます。

【条例基本理念部分朗読】

と基本理念を表現しておりますが、登別の場合は、「アクションプラン」を 意識して考えているので、そのような表現になっていると思いますが、そのあ たりはどうでしょうか。皆さんのご意見を聞かせてください。

A 委 員: 今日お配りした資料の後ろから3ページ目をご覧下さい。青字が今までのグループ討議で出た意見で、赤字がそれを基に条文化したものですが、これも理念として条例の中に盛り込むことが出来ると思い、2つ程考えてきましたので、まずは読ませていただきます。

「登別市は幌別地区、登別地区、温泉地区など、それぞれのまちづくりによって固有の景観を形成してきた。これら地域の特性を大事にし、それぞれの歴史、文化、経済活動、住民の意向などを踏まえ、景観の創造が図られなければならない。」と、それぞれの地区の特性に着目して文章を作りました。

それからもう一つは、

「美しく良好な景観やゆたかなみどりはうるおいある生活に欠かせないものであるし、観光資源として大きな役割を持つ。よって、市民の生活と経済に資するという面から保全と創造が図られなければならない。」

もし、**理念**を謳うのであれば、こういったものも必要となると思います。 それで、**理念**にするか、**アクションプランの達成**のままにするか、まずそこ をはっきりさせなければならないと思います。

会 長: 申し訳ございませんが、事務局からこの辺りについて説明をお願い出来ない でしょうか。

事 務 局: まず、理念というのは、定めた目的を達成していくための基本的な考え方であると思いますが、その理念に基づき様々なルールを作るというのが、この条例案の基本的な流れになっていると思います。また、条例の第2条では、「アクションプラン」の中の方針を達成させるためのルール、という書き方をしております。最初の会議の際に配布した資料の中にある、「景観・緑化条例策定についての考え方」の中で、方針について項目を羅列しており、「山辺、川辺、海辺などを身近に感じられる景観づくり」、「訪れる人々にも癒しと感動を与える景観づくり」、「みんなですすめる景観づくり」、こういったものを基本的な方針として、そこから条例案の第2条に繋がりますが、このような方針を実現させるためのルールが、この条例案の基本的な流れとなっております。

D 委員: この条例は、「アクションプラン」を効果的に進めるために作るのだから、 そのことをわざわざ条例の中で謳う必要はないように思います。

会 長: 「アクションプラン」を展開していくうえで条例の策定が必要であるとした ため、そのような記述をしていると思われます。

D 委 員: 「アクションプラン」は定期的に改変されるようになっているのでしょうか。

事 務 局: そのようなことはないですが、必要に応じて見直しされることはありえます。 また、「アクションプラン」は20年後を見定めた計画なので、20年を目処 に見直すことが考えられます。

会 長: 「アクションプラン」がどのようなものか簡単におさらいしたいので、皆さん「登別市景観形成基本計画」の1ページ目をごらん下さい。そこに、「景観形成の必要性」という項目がありますので、まずは読んでいきます。

『景観形成は、市民に「自分たちのまち=登別市」に対する誇りと愛着を育むもので、個性あるまちづくりを進める上では、欠かせないものです。

また、観光都市登別という観点から景観形成を考えると、登別のイメージを 高め、再び登別を訪れたいと思わせる重要な要素でもあります。

しかし、景観形成は行政だけが取り組みを行ってもまち全体の景観を高める ものにはなりません。景観形成は行政と市民が目標像を共有しながら協働で進 めることが必要です。

この計画策定にあたっては、「市民会議」を開催し計画づくりを進めてきましたがその中でも景観に関する関心は高く、様々な意見が出されています。美しい景観形成は、これからのまちづくりを進める上で重要な課題となってきています。

「登別市景観形成基本計画」は、登別市の景観形成を総合的、計画的に進めていくための基本的な考え方をまとめたものです。』

引続いて、「登別市みどりの基本計画」の1ページ目をご覧下さい。そこに、 「みどりの基本計画について」という項目がありますので、また読んでいきま

す。

『近年、温暖化や酸性雨など地球規模の環境問題や都市部におけるヒートアイランド現象などの一因として、みどりの減少が挙げられています。また、市民ニーズは、自然とのふれあいなど心の豊かさを求める傾向が強くなってきており、みどり豊かで潤いのある生活環境を形成することが求められています。

このようなことから、平成6年、都市緑地保全法が改正され、「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画 = 緑の基本計画」制度が創設され、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域の実情を充分考慮し、みどりの保全と創出、みどり全般についての将来あるべき姿、それを実現するための施策をより具体的に検討できるようになりました。

登別市では、これまでも公園や広場の整備を計画的に進めるとともに、市民参加のもと、市民緑化推進事業や市民記念植樹、またみどりの講演会・講習会などを通じて、緑化の推進や啓発に努めてきました。今後は、この取り組みの拡大を図るとともに、都市環境の変化や市民の多様な要望に応えるため、時代のニーズにあった新しい視点からみどりを捉え、その量と質を高めていくことが必要です。

このような現状を踏まえ、市民、企業、行政が一体となってみどり豊かなまちづくりを進めるために「みどりの基本計画」を策定することとしました。』 とあります。以上です。

何か質問等ありますでしょうか。

H 委 員: この条例は議会に通すのでしょうか。

事 務 局: 最終的に、議会に提案して議決を必要とします。

H 委 員: アクションプランは議会の議決が必要だったのでしょうか。

事 務 局: アクションプランの策定は議決を必要とする案件とはなっていません。

C 委員: 第2条についてはA委員の意見に賛成ですが、アクションプランの達成を理

念に置き換えてもっと強く理念を書いたほうが良いとも思います。

会 長: わかりました。理念をしっかり明記するということですね。

B 委 員: この条例はアクションプランを達成することが目的とも解釈出来ますが、アクションプランと条例のどちらが上位になるのか、この位置関係が今一つ理解できません。原文の赤線の部分の理念を共有するというところもしっくりきません。

条例(案)第2条の「~の中の方針を達成させるためのルールである。」を「~の理念を共有する。」にするというのもしっくりきません。文章というより、この繋がりがわかりづらいです。

事 務 局: 普通は条例があってそれを達成するために条例に計画の策定を位置づけして いますが、そのようになっていないため、わかりづらいのではないかと思いま

す。

B 委 員: それぞれの基本計画の2ページ目に基本計画の位置づけが図化されているが、この図のどこに条例が位置づけられるのでしょうか。条例というのがどこに位置するかということで違ってくるし、そこをはっきりすればわかってくると思う。この条例が上なのか下なのか、どこの位置にくるかをはっきりしなければならないと思います。

事 務 局: みどりの基本計画46ページ3行目に緑化推進条例の制定として「緑化の目的や理念、行政および市民・企業の責務などを明らかにする指針として、条例を制定します。この条例は、市民参画のもと、各種緑化推進事業をより円滑に進めるためにも、早急に制定することとします。」と謳っており、ここで目的や理念、それぞれの責務を明らかにして、そしてそれぞれ具体的な施策を進めていくといった流れになっています。

基本計画には具体的な施策についても記しております。上か下かという話になると、条例があって、その条例に基づき、こういった具体的な施策を進めていくという考え方で良いのかと思うのですが、どうでしょうか。

B 委 員: 良いと思います。そして明確に理念を載せなければなりませんね。

会 長: 今日のまとめとしまして、前文については、まず最初に登別をイメージできるように記載し、理念についてもしっかり明記したいと思います。また、目的についても、どこに主眼を置くのかをリーダー会議で話し合いたいと思います。次回については、決まり次第連絡しますので、よろしくお願いいたします。皆様ご苦労様でした。